

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年8月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第22号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項第4号中「所得割課税額」の右に「(別表第1備考1に規定する合算した額をいう。)」を加える。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の2の次に次の1条を加える。

(保育措置費の徴収額の計算の特例)

第4条 第2条第2項から第4項まで及び別表第1から別表第6までの規定による保育措置費の徴収額の算定における地方税法第292条第1項第2号(同法第736条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる所得割(同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下同じ。)の額は、次に掲げるところにより算定するものとする。

- (1) 保育所等入所児童等の保護者等が婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下「特定婚姻」という。)をしていないもののうち、地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族その他その者と生計を一にする親族(地方税法施行令第46条の2第2項に規定する者に限る。)を有するものである場合においては、当該保護者等を同法第292条第1項第11号イに規定する寡婦とみなす。
- (2) 保育所等入所児童等の保護者等が婚姻によらないで父となった男子であって、現に特定婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族(地方税法施行令第46条の2の2第2項に規定する者に限る。)を有し、かつ、基準年度の初日の属する年の前年の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が5,000,000円以下であるものである場合においては、当該保護者等を同項第12号に規定する寡夫とみなす。
- (3) 基準年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する保護者等に関する所得割を計算する場合の税率については、地方税法第314条の3第1項の規定により指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者に適用される標準税率(以下「指定都市以外の標準税率」という。)を用いる。ただし、当該指定都市における所得割の税率が同項に規定する指定都市の区域内に住所を有する者

に適用される標準税率（以下「指定都市の標準税率」という。）と異なる場合にあつては、当該指定都市における所得割の税率と指定都市の標準税率との税率の差を、指定都市以外の標準税率から増減して得た率を用いる。

(4) 地方税法第314条の7から第314条の9まで（これらの規定を同法第736条第3項において準用する場合を含む。）並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は、適用しない。

(5) 地方税法第323条本文（同法第736条第3項において準用する場合を含む。）の規定による市町村民税の減免があつた場合においては、当該減免額を所得割の額から控除する。

附則第2項中「第4条」を「第5条」に改める。

別表第1備考1中「（同法第736条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）」及び「（同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下同じ。）（当該所得割を計算する場合においては、同法第314条の7から第314条の9まで（これらの規定を同法第736条第3項において準用する場合を含む。）並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は、適用せず、同法第323条本文（同法第736条第3項において準用する場合を含む。）の規定による市町村民税の減免があつた場合においては、当該減免額を所得割の額から控除して得た額とする。以下同じ。）」を削る。

別記様式中「第4条関係」を「第5条関係」に、「あて先」を「宛先」に、「第4条第2項」を「第5条第2項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の規定は、平成30年9月分の児童福祉法第51条第4号及び第5号に規定する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年8月分までの徴収額については、なお従前の例による。

（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）